

社会福祉施設キャリアアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、民間社会福祉施設の職員の資格取得や処遇技術の向上を支援し、福祉人材の定着化をすすめるため、社会福祉施設におけるサービスの向上を図るため、施設が職員の資格取得費用や研修費用を負担した場合に、その費用の一部について、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の構成)

- 第2条 この事業は、「キャリアアップ事業」及び「日本語習得等支援事業」で構成するものとする。

(補助対象施設)

- 第3条 キャリアアップ事業における補助対象施設は、原則として、社会福祉法人が設置する社会福祉施設であり、県内に所在の別表1に掲げる施設とする。ただし、政令指定都市及び中核市に所在する施設を除く。
- 2 日本語習得等支援事業における補助対象施設は、経済連携協定に基づき日本国に入学する外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設（養成施設含む。）とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体が行う事業は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている団体
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助対象事業、補助額及び限度額)

- 第4条 キャリアアップ事業における補助金は、年度内に実施した別表2の1から3に掲げる事業を対象とする。ただし、以下の事業は対象外とする。
- (1) 施設型給付費等により研修費等に係る公的な財政措置がある事業
 - (2) 研修費用の支出先が申請法人となる研修
- 2 日本語習得等支援事業における補助金は、年度内に実施した別表2の4に掲げる事業を対象とする。
- 3 事業ごとの補助金額は補助率等欄によるものとし、限度額は限度額欄の額とする。

(申請書)

- 第5条 規則第4条に定める交付の申請は、様式第1号によるものとする。
- 2 規則第4条第1項に定める申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 3 規則第4条第2項第5号に規定する、知事の定める事項に係る添付書類は、パンフレット等、事業の内容及び対象経費の内訳が確認できる書類とする。
- 4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定)

第6条 規則第7条の交付決定通知の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第7条 この補助金は精算払いで交付する。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める実績報告は、様式第3号によるものとする。

2 規則第13条に定める実績報告書の提出期限は、事業終了後1か月以内若しくは毎年度3月31日の早い方の日までとする。

3 規則第13条に定める実績報告書には、対象経費を支出したことが確認できる書類、対象職員が講習に参加したことが確認できる書類を添付するものとする。

(交付確定)

第9条 規則第14条の交付確定通知の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

【別表 1】（第 3 条関係）

	関係法令	施設種別
(1)	児童福祉法	乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設
(2)	生活保護法	救護施設 更生施設 授産施設
(3)	老人福祉法	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム
(4)	売春防止法	婦人保護施設
(5)	社会福祉法	社会事業授産施設
(6)	障害者総合支援法	障害者支援施設
(7)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園

- ・（１）中、乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設は、中核市に所在するものも、対象とする。
- ・（１）中、児童発達支援センターは、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターのみを対象とする。
- ・（１）中、保育所は、学校法人、特定非営利活動法人が設立した施設についても、対象とする。
- ・（６）中、障害者支援施設は、中核市に所在するものも、対象とする。
- ・（７）中、幼保連携型認定こども園は、学校法人が設立した施設についても、対象とする。

【別表2】（第4条関係）

補助対象事業及び限度額

事業名	対象経費	補助率等	限度額
1 職員の業務上必要な専門資格の取得	資格取得に係る講習費	1/2	20万円
2 基幹職員の養成・職員のスキルアップ	研修費	10/10	10万円 (※)
3 その他知事が適当と認めるキャリアアップ事業	介護職員初任者研修等に係る費用	10/10	1人当たり 10万円
4 経済連携協定(EPA)により入国した外国人介護福祉士候補者の日本語習得等	(ア) 日本語学習等に要する経費	10/10	1人当たり 23.5万円
	(イ) 喀痰吸引等研修の受講に要する経費	10/10	1人当たり 9.5万円
	(ウ) 諸手当(受入施設の研修担当者にかかるものに限る)	10/10	一受入施設 当たり 8.0万円 以内

※ただし、保育所・幼保連携型認定こども園の限度額は、4万円とする。